

魅力ある滞在型観光エリアづくり推進事業補助金 補助対象事業候補募集要領

交流人口拡大本部観光交流局観光戦略課

1 目的

県内の特定地域において、宿泊やアクティビティ、グルメ、アート等の体験ができ、それぞれのスポット・体験を繋げて、2泊・3泊と滞在したくなるような魅力的な観光エリアを創造することにより、県外観光客の滞在日数の延長及び宿泊数の増加につなげることを目的に、魅力ある滞在型観光エリアづくり推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付対象となる事業候補を次のとおり募集します。

【滞在エリアとは】

地域の幅広い観光資源を活用して、観光客が滞在、周遊できる魅力ある観光地域づくりに関係者が連携して一体的に取り組むことができる地域であって、平成の合併前市町村を2つ以上含む地域とする。

2 募集事業の概要

令和4年2月28日（月）までに完了する事業（交付対象となる経費は、交付決定から令和4年2月28日（月）まで）を対象に募集を行います。応募・採択状況により第2次募集を行うことがあります。

(1) 補助対象経費	<p>ア 先進事例の調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に滞在型観光に係る旅行商品を提供している先進地への調査事業（旅費） ・体験型観光をテーマにした他県等でのセミナーへの参加（旅費、参加料） <p>イ 観光商品の企画・開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガイド養成に向けた講義開催（講師謝金、旅費） ・開発した商品を体験してもらうモニター調査の実施（調査協力謝礼、旅費） ・商品開発に必要な物品購入（消耗品費、備品購入費、原材料費） ・商品開発に必要な専門家等のアドバイス等（委託料） <p>ウ 開発した観光商品の情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅行会社に情報提供するための出張（旅費） ・マスコミ関係者に提出する資料の作成（消耗品費、印刷製本費） ・商品宣伝のための雑誌への広告掲載（広告料） ・商品宣伝ホームページの制作（委託料） ・商品宣伝パンフレット、チラシの制作・印刷（印刷製本費、委託料） ・旅行会社へ宣伝するための商品宣伝パンフレット、チラシ送付（通信運搬費） ・商品宣伝のための旅行博、観光PRイベント等（オンライン実施分含む）への出展（旅費、使用料、賃借料、委託料）
(2) 補助要件	<p>ア 専門家による伴走支援を受けること。</p> <p>イ 1名以上のエリアコーディネーター（要経験）※を必置すること。</p> <p>ウ 補助事業実施に必要な関係法令に規定する許認可等を得ていること又は得る予定であること。また、施設整備、運営等に関して関係法令を所管する官庁等と協議し、必要な手続き・基準等を満たすこと又は満たす予定であること。</p> <p>エ 補助事業は交付決定年度内に完了するものを対象とすること。</p> <p>オ 宗教活動、政治活動でないこと。</p> <p>カ 社会通念上の良識に反する行為又は違法な行為を伴う事業でないこと。</p> <p>※マーケティング、営業、広報、商品開発等の専門的な人材を取りまとめ、地域ブランディングの構築など地域を牽引する役割を担い、観光事業に1年以上従事している者。</p>
(3) 事業実施主体	県内商工・観光関係団体
(4) 補助率	2 / 3
(5) 上限額	2, 0 0 0千円

3 募集について

- (1) 募集期間：令和3年9月17日（金）～令和3年10月15日（金）必着
(2) 応募書類及び書類提出部数

応募書類	提出部数
① 事業計画書（様式第1号）	各1部
② 収支予算書（様式第2号）	
③ 評価項目に対する考え方（様式第4号）	

- (3) 応募方法：電子申請、郵送、持参のいずれでも可。（電子メール、ファクシミリは不可）
(4) 応募先：鳥取県庁 交流人口拡大本部 観光交流局 観光戦略課
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地（連絡先等は7をご覧ください）

4 応募に当たっての留意事項

- (1) 選定された事業の実施者については、鳥取県交流人口拡大本部長が別に定める魅力ある滞在型観光エリアづくり推進事業補助金交付要綱に基づく本補助金の交付申請手続きを経て交付決定を行います。
(2) 応募に要する経費は応募者の負担とします。また、応募書類は原則として返却しません。

5 採択事業の決定方法、留意点

- (1) 事前審査（書類審査）
事業趣旨に適合した事業であるかどうかについて、応募書類による事前審査を行います。その際、事業計画書だけでは判断が難しい場合、必要に応じて事業内容等の問い合わせ等を行う場合があります。事前審査結果及び本審査日程等については応募者に通知します。
(2) 本審査（ヒアリング審査）
事前審査通過者は、観光客の心に響く滞在型地域創造事業補助金審査会において、ヒアリングを実施し、事業内容についての審査等を行います。本審査への参加を事業採択の前提とします。
ア 日程/場所：令和3年10月下旬 リモートを予定。
事前審査後に日程及び場所は別途通知します。
イ 審査内容：審査は次の事項を総合的に判断して行い、採択事業を決定します。

評価項目	内容
○事業の新規性・発展性	新規の取組か、継続事業の場合は発展性が認められるか。
○実施の確実性	事業内容に応じて、実施する能力（体制、組織、協力等）が認められるか。
○計画の妥当性	収支計画が妥当か。予算やスケジュールを含む事業計画について実現可能か。
○情報発信力	事業に話題性があり、本県への観光客誘客のための情報発信力が認められるか。
○地域への波及効果	事業実施により地域活性化(にぎわい、交流)、地域経済(特産品開発、ブランド化)への波及効果が認められるか。

- (3) 候補となった事業については、改めて本補助金の交付申請手続きが必要になります。なお、その際、予算枠等の都合により交付決定額の制限を行う場合もあります。

6 その他

事業終了後は、実績報告書を提出することが必要です。提出の際は、補助対象経費について、支払毎に経費区分、支払金額、支払先、支払日、支払方法を記載した一覧表を添付してください。ただし、支払件数が多数であることなどによりこれによりがたい場合は、証ひょう書の写しの保管などで代えることができます。

7 応募・問合せ先

鳥取県交流人口拡大本部観光交流局観光戦略課 住所 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地 電話 0857-26-7421 ファクシミリ 0857-26-8308
--